

南砺市長 殿

国土交通大臣

(公印省略)

## 社会資本整備総合交付金交付決定通知書

令和05年04月18日 付け 整備第42号 で交付申請のあった令和05年度社会資本整備総合交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

なお、本事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保して下さい。

## 記

別紙のとおり。

- 1 交付金の交付決定額、交付金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとします。
- 2 本交付金は概算払をしなければ事業又は事務に支障をおよぼす場合においては、財務大臣との協議を経て、概算払を行うことができます。
- 3 交付金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、交付金を充てた要素事業の当該年度の事業費（事務費を除く。）の実績額に基づいた額をもって行うものとします。
- 4 交付金の交付の条件は、次のとおりとします。
  - (1) 交付金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けて下さい。
    - イ 交付金を充てる要素事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
    - ロ 交付金を充てる事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
    - ハ 交付金を充てる要素事業を中止し、又は廃止するとき
    - ニ 交付金を充てる要素事業が予定の期間内に完了しないとき又は要素事業の遂行が困難となったとき
  - (2) 交付金を充てた事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を得て当該事業の完了後これと同種の他の交付対象事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に係る国費相当額を算出し、その額を国庫に返還して下さい。
  - (3) 交付金を充てた事業が完了した場合において、当該事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を当該年度の事業費（事務費を除く。）の実績額から控除することがあります。
  - (4) 交付金について、当該地方公共団体等の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておいて下さい。
  - (5) この交付金を充てた事業について、この交付金の交付を受けた地方公共団体等に次に掲げる剰余金、収入又は収益（以下「収益等」という。）が生じたときは、交付決定額の範囲内で、当該収益等の額に、当該収益等が生じた要素事業に係る国費率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付して下さい。
    - イ ダムエネルギー適正化利用事業で設置した施設における余剰電力の売電等により生じた剰余金
    - ロ 港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の5の規定に基づく港湾環境整備負担金収入
    - ハ 沈没船等処理又は廃棄物埋立護岸の整備に関して生じた収益
- (6) この交付金を充てた市街地再開発事業が完了した場合において、交付金の額の確定後に、当該事業に充てた交付金の総額が、当該事業に係る基礎額の限度を超えることが明らかとなったときは、その差額に相当する金額を国庫に納付して下さい。
- (7) この交付金を充てた事業に係る消費税仕入控除税額に相当する額は、交付金の額の確定に当たっては、交付金を充てた要素事業の当該年度の事業費（事務費を除く。）の実績額から減額するものとします。交付金の額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなったときは、その額に、当該事業に係る国費率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付して下さい。
- (8) 地方公共団体等は、本交付金に係る間接補助金等の交付の決定をするときは、上記（1）から（7）までに掲げる条件及び法第22条の規定に準ずる条件を附するとともに、交付金の交付を受けたときには、当該交付額に係る間接補助金等相当額を遅滞なく、間接補助等事業者に交付して下さい。
- (9) 本交付決定の効力は、令和05年04月01日から生じるものとします。

南砺市

(単位：円)

(項)	(目)	交付決定額
社会資本総合整備事業費	社会資本整備総合交付金	75,620,000

## 交付申請額一覧表

(会計) 一般会計

(項) 社会資本総合整備事業費

(目) 社会資本整備総合交付金

(単位:千円)

番号	交付対象の地方公共団体等	計画名 / 要素事業名	交付金額	国庫債務負担行為				
				初年度 年割額	2年度 年割額	3年度 年割額	4年度 年割額	5年度 年割額
備 考								
1	南砺市	南砺市における安心・安全な暮らしを支えるみちづくり	75,620					

令和05年度社会資本整備総合交付金調書

作成者名	南砺市	計画名	南砺市における安心・安全な暮らしを支えるみちづくり	変更回数	0
(会計)	一般会計	(項)	社会資本総合整備事業費	(目)	社会資本整備総合交付金

7 番号	イ 交付対象事業の名称	ウ 要素事業名 (事業箇所)	エ 事業 種別	オ 地域 種別	カ 種別 1	キ 種別 2	ク 事業費								ケ 控除額 (b)	コ 事業費 (控除後の 控除後) (c=a-b)	サ 国費率 (d)	シ 基礎額 (国費) (c×d)	ス 交付 金額 (e)	セ 国費充 当率 (e /c)	リ 完了 予定 年月日	タ 年度間調整額  計画期間内における 前年度までに実施した 事業に係る基礎額の合計			
							工事費内訳																地籍整備費	事業費計 (a)	
							本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費 及補償費	船舶及機 械器具費	換地諸費	権利変換諸費	管理処分諸費											
							ナ 備考																		
A01-0 01	1-1 道路事業	(1) 下出入谷 線 入谷	道路	一般	市町 村道	改築		50,328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,328	0.53	27,177	27,177	0.53	令和06年03 月31日	0	
	未承認																								
オ 5月18日契約予定																									
A01-0 03	1-1 道路事業	(2) 小坂岩木 線(和泉・岩木 工区) 和泉・ 岩木	道路	一般	市町 村道	改築		24,126	0	0	5,000	0	0	0	0	0	0	29,126	0.54	15,728	15,728	0.53	令和06年03 月31日	0	
	未承認																								
オ 5月18日契約予定																									
A01-0 04	1-1 道路事業	(2) 国広南原 線 立野原東( 茶塚)	道路	一般	市町 村道	改築		22,784	0	3,000	10,000	0	0	0	0	0	0	35,784	0.54	19,323	19,323	0.53	令和06年03 月31日	0	
	未承認																								
オ 5月18日契約予定																									
A01-0 05	1-1 道路事業	(2) 経線立野 2号線他 土生 新	道路	一般	市町 村道	改築		10,000	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	12,000	0.54	6,480	6,480	0.54	令和06年03 月31日	0	
	未承認																								
オ 5月18日契約予定																									
A01-0 06	1-1 道路事業	(1) 立野原東 谷線他 千福・ 立野原東	道路	一般	市町 村道	改築		12,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,800	0.54	6,912	6,912	0.54	令和06年03 月31日	0	
	未承認																								
オ 5月18日契約予定																									
	小計							( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	0
								120,038	0	3,000	17,000	0	0	0	0	0	0	140,038	0	75,620	75,620			0	

A+B+C+D合計																	E				F										
																	120,038	0	3,000	17,000	0	0	0	0	0	140,038	0	75,620	75,620		0

ト I=(E-H) 調整後の基礎額(国費)合計	75,620	ツ G 前年度までに交付された国費総額	0	テ H=(G-F) 年度間調整額(国費)	0
----------------------------	--------	------------------------	---	-------------------------	---